

神戸市告示第 722 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 25 年 3 月 5 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する区域

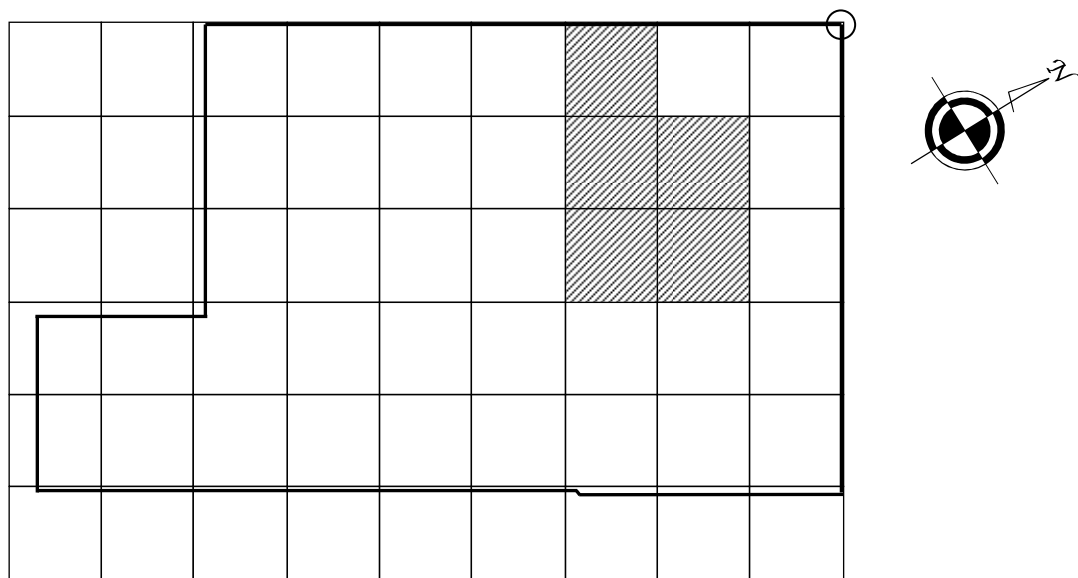
中央区栄町通 7 丁目 1 番 5 の一部

(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

<起点>
起点は、中央区栄町通 7 丁目 1 番 5 敷地北側境界石標とする。

<格子の回転角度>
31° 29' 37"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。